

学校生活における 事故防止の留意点

1 小学校における事故防止の留意点

島根県出雲市立檜山小学校

校長 木次 勝義

1 小学校における障害・死亡事故

平成18年度に給付した管理下における障害・死亡事故は166件である。これを場合別に見ると図1のとおりである。小学校での障害事故は、休憩時間が全体の50.3%をしめており、次に特別活動（学校行事含む）の22.1%、教科等の17.2%と続いている。圧倒的に多く発生しているのは休憩時間である。この時間は児童が校舎内外の様々な場所で自由に遊んでおり、教職員の管理が行き届かない。また、小学生の時期は好奇心が旺盛で大変活動的であるが、安全に対する認識や危険予測能力などは十分に育っていないため、事故が発生しやすいと思われる。したがって、この時間の事故防止対策には総力を挙げて取り組む必要がある。

なお、死亡事故で見ると、通学中が死亡事故全体の33.3%、休憩時間が23.8%、教科等が23.8%となっている。このように死亡事故が最も多かったのは、通学中である。中でも2件は、犯罪被害に遭い尊い命を失ったものであり、極めて憂慮すべき事態である。この時間帯は、教職員の管理が行き届かない時間帯であり、保護者・地域住民・関係団体等と連携を図った安全対策の充実を図る必要がある。

図1 小学校における場合別の障害・死亡事故の発生率

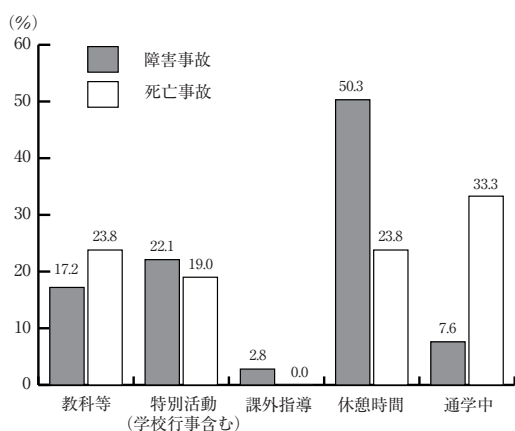
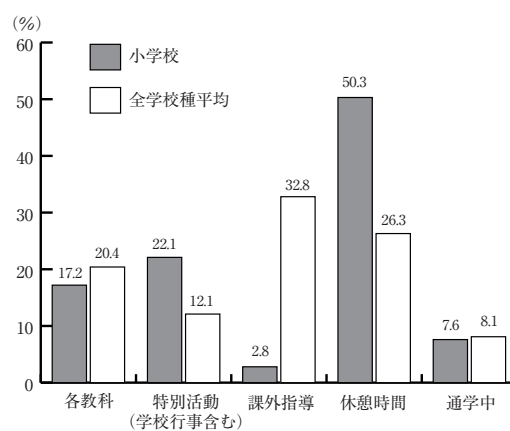


図2 小学校と全学校種平均における場合の障害事故の発生率



2 休憩時間における事故防止

表1 休憩時における場合別発生状況

場 合	障害	死亡
移動中	18	1
遊具・体育用具等での遊び	16	1
鬼ごっこ・追いかっこ等	10	
各種運動遊び	7	
ふざけ・からかいなど	7	
けんか・暴力など	6	
その他	9	3
合 計	73	5

表2 休憩時における主な発生原因等

主な発生原因	障害	死亡
物等が当たった	16	
物にぶつけた	15	
転倒した	11	
転落した	8	
人と衝突した	8	
はさむ・はさまる	4	
突然死		2
その他	11	3
合 計	73	5

休憩時間における障害・死亡事故の場合別発生状況は表1のとおりである。これを見ると、大きく分けて「廊下等を移動中の事故」、「運動遊び中の事故」、「問題行動時の事故」「その他の事故」の4つの場面に分けられる。従って、小学校における事故防止対策は、この4つの場面ごとに考えることができる。また、表2の事故が発生する主な原因等を見ると、「物等が当たった」「物にぶつけた」「転倒した」「転落した」「人と衝突した」などが比較的多くなっている。休憩時間における事故防止を図るためには、この時間の児童の活動を十分に観察し、このような発生原因につながる児童の言動や施設・設備の問題点等を明らかにし、それを取り除く対策を立てることが大切であろう。

休憩時間には、「運動遊び中の事故」が34件と最も多く発生し、そのほぼ半数は、遊具や体育用具等での遊び中に発生している。平成18年度には以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例70	小2年・男	精神・神経障害
ブランコにまたがって乗り、両手で右側のチェーンを握り、足で地面を押して、ブランコを揺らしていた際、バランスを崩し、左側に倒れて頭を打った。		
事例102	小2年・女	外貌・露出部分の醜状障害
鬼ごっこをしていて水飲み場の上にあがり移動しようとしたとき、足が滑り顔面から落ちて負傷した。		

運動遊び中における事故防止を図るためには、「遊具等の正しい使い方」「運動に合った安全な場所での活動」「事故につながる危険な行為」「遊具や遊び場に潜む危険と事故防止」などについて、学級活動等の時間に事例をとおしながら徹底して指導する必要がある。また、事故を防止するためには、教職員の校内巡視等により、児童の様子を把握するとともに、事故が懸念される場合は、その場での直接指導も効果的であろう。

なお、この他にも「他のグループの児童が蹴ったボールが飛んできて当たった」という事例があった。異なるグループが、同一場所で混在しながら運動遊びをしないように指導する必要があるし、児童会等で安全な遊び方について話し合わせることも効果的であろう。また、「鉄棒で補助具のストッパーが外れ手を挟んだ」という事故があった。施設・設備等の瑕疵は重大事故につながる。定期的に点検し、安全を確認する必要があるだろう。なお、児童の服装が、遊具等で遊ぶのにふさわしい服装かどうかチェックすることも大切である。

《 供花料支給事故 》

事例3	小4年・男	頭部外傷
休憩時間中、校庭で友達とドッジボールをしたが、外野にいた本児童は、ボールを追って裏門の外へ出たところ、左方向から来た車両と衝突した。事故を目撃した高校生が、救急車を要請した。ドッジボールをしていた児童が職員に連絡し、すぐに職員が現場に急行し、救急車が到着するまで可能な限りの手当てをした。救急車で病院に搬送されたが、2時間後死亡した。		
事例4	小2年・男	溺死
休憩時間中に学校菜園で遊んでいたところ、土を払おうと足を振った拍子に靴が脱げて川に落ちてしまった。友達が靴を取ろうとしたら川に転落してしまい、それを助けようとした本児童も川に転落した。川の深みにはまって溺れてしまい死亡した。		

この事例から、施設・設備等の安全管理の重要性があらためて認識できる。校庭等に囲障を設置するとともに校門は閉めておくなど、児童が簡単に校地外にとび出しが出来ないようにしておくことが大切である。また、教職員は事故の可能性を意識しながら、学校内外の危険箇所を十分に把握し、児童が安易に危険箇所には立ち入らないように、柵で囲んだり立て札を設置したりすることも大切であろう。なお、児童に必要な応じてこのような危険性について具体的に指導しておくことは言うまでもない。

この他にも休憩時間中に突然死が2件あった。心臓疾患等の把握や朝の健康観察はもちろんであるが、活動中の健康状態の把握にも注意を払う必要がある。なお、このような事態に備えて、AED等の設置や救急体制の整備を図っておくことも大切である。

休憩時間に意外と多いのが「廊下等を移動中などの事故」であり、この時に事故は19件発生している。平成18年度には、以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例 75	小3年・男	視力・眼球運動障害
教室から廊下へでようとした際、廊下を走ってきた他の児童の肩とぶつかり、眼の周辺を打った。		

事例 124	小6年・男	視力・眼球運動障害
始業前の特定時間中、廊下を歩いていたとき、突然投げ出されたコマが左眼に当たった。		

この事例のように、加害者・被害者等のいずれかが廊下を走っていたときの事故が11件と、廊下等の移動中の事故の55%を占めている。廊下等を走る危険性について、具体的な事例をとおした学級活動等での指導はもちろんであるが、児童会等で取り上げ、自分たちの課題として取り組ませる必要がある。なお、他の児童が入り口付近の廊下を移動中に急に教室等から廊下に出るのは大変に危険である。このような点についても指導しておく必要がある。また、「押されて鉄柱で顔を打った」という事例があった。廊下等多くの児童が行き交う場所の安全点検に当たっては、事故につながるような物が置いてないかどうかや、突起物などがないかどうかという観点からもチェックしておく必要がある。

小学校では廊下などでコマや縄跳びなどで遊んでいるのを見かけることがある。このような場合、この事例のような事故が発生する危険性が高い。廊下での遊びについては、その危険性についても十分に指導する必要がある。

けんかやふざけなどの「問題行動時などの事故」は、13件発生している。平成18年度には、以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例 79	小4年・男	外貌・露出部分の醜状障害
他の児童と口論になり威嚇するためにカッターナイフを取り出し振り上げたところ、振り上げた右手首を他の児童が握り、刃先が本児童の左頬部に当たったまま右手が振り下ろされたため、左頬部を負傷した。		

事例 91	小6年・男	視力・眼球運動障害
本児童にちょっかいをかけられたと思った他の児童が、本児童を後ろから捕まえてちょっかいの内容について聞いた際、左腕を本児童の首に巻き右腕を添えて首を絞めた。そのこと		

が原因で脳内出血を起こし、視野障害になった。

「問題行動時などの事故」を防止するためには、刃物・薬品等の危険物の安全管理の徹底を図り、容易に危険物を持ち出すことが出来ないようにしておく必要がある。また、物を投げる・首を絞めるなどの行為について注意するだけでなく、重大事故につながる危険性について、具体的な事例をとおしながらじっくり考えさせるなど、きめ細かな指導が必要であろう。なお、生徒指導等と密接な連携を図りながら心の安定や望ましい人間関係の育成を図ることも大切である。

その他の事故は、12件発生している。平成18年度には、以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例65	小1年・女	精神・神経障害
男が学校内へ進入し、児童及び教官を次々に刺す事件が発生した際、その凶行をすぐ傍らで目撃する。		
事例87	小5年・男	視力・眼球運動障害
他の児童が三角定規を振り回していた際、誤って後方に飛び、本児童の左眼にその角が当たった。		

事例65は、安全であるはずの学校に不審者が侵入し、児童・教員を刺すという凶悪な事件である。不審者等の早期発見に努めるとともに、不審者が校内に侵入した場合に緊急対応ができる組織を構築し、訓練等をとおして機能できるようにしておく必要がある。また、防犯マップの作成や防犯教室・防犯避難訓練などをとおして、児童の防犯能力の育成を図ることは言うまでもない。

事例87に見られるように、児童は安易に物を振り回すが、その危険性については十分に理解していない。学級活動等でいろいろな事例をとおしながら大きな事故となる危険性があることを十分に認識させる必要がある。

この他にも、強風で戸が閉まり指が挟まった事故や防火扉で指を挟まれたという事故が発生している。学校の施設・設備等で挟まれる危険性のある箇所をチェックし、児童に注意を促すことも必要であろう。

3 特別活動における事故防止（学校行事含む）

表3 特別活動における場合別発生状況

場 合		障害	死亡
学級活動	集会の活動等	5	
	給食	3	1
	清掃	1	2
児童会活動		3	
学校行事		6	1
クラブ活動		3	
その他		1	
合 計		32	4

表4 特別活動における主な発生原因等

主な発生原因	障害	死亡
物等が当たった	9	
転倒した	7	
人と衝突した	4	
お湯等がかかった	3	
転落した	2	1
下敷きになった	2	
その他	5	3
合 計	32	4

特別活動における死亡・障害事故の場合別発生状況は表3のとおりである。学級活動の時間における事故が22件と、特別活動における死亡・障害事故の61%を占めている。このうち清掃

活動中の事故が13件と大変多くなっており、清掃時の事故防止対策には、特に力を入れる必要がある。学校行事においても7件の事故が発生しており、事前の安全確保対策が望まれる。1件とはいえ、給食中に食材であるちくわで誤嚥により死亡事故が起こっている。給食中の事故では、これまでも食物アレルギーやO-157等により重大な事故が発生しており、安全対策の徹底が望まれる。また、表4の事故が発生する主な原因等を見ると、「物等が当たった」「転倒した」などが比較的多くなっている。活動時における児童の行動を十分に観察し、このような主な発生原因につながる児童の言動や施設・設備の問題点等を明らかにし、それを取り除く対策を立てることも大切であろう。

清掃時には13件と特別活動の中でも比較的多く発生している。平成18年度には以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例31	小1年・女	視力・眼球運動障害
清掃時間中、木製枠の窓を横に引いて開けたとき、その窓が枠ごと落下し、窓に付いていたガラスが割れて本児童の右眼にガラスの破片が当たり負傷した。		
事例40	小6年・男	外貌・露出部分の醜状障害
清掃時間中、友人が誤ってほうきを振った際、本児童の頬を直撃した。		

この事例にあるように清掃中に設備・備品等が予期しない動きをすることがある。特に低学年の児童は十分に体力が育っていないため事故に遭いやすい。設備・備品等を動かすときの注意点については、日頃から十分に指導しておく必要がある。なお、体力に応じたものを運ばせるとか、重い物は複数で運ばせるなど、きめ細かな指導が求められる。

掃除は用器具を使うことが多い。事例にあるように、「振りまわす」ような目的外の行為は、極めて危険である。事前指導で事例を交えながら学年に応じて十分に指導し、何気ない行為に大きな危険性があることを認識させる必要がある。なお、定期的な掃除用具等の安全点検は言うまでもない。

《 死亡見舞金給付事故 》

事例6	小6年・男	全身打撲
清掃時間中、廊下から教室へ入ってきて、いきなり窓に付いている手すりを乗り越え窓の外へ出た際、教室の後ろで清掃していた児童が注意し、手を差し出し助けようとしたが、手すりを持っていた手が滑ったのか4階より転落した。		

窓から身を乗り出したり窓枠に上がったりとすると、バランスを崩し転落して重大事故になる危険性が高いことを理解させる必要がある。なお、窓に転落防止金具を設置したり、窓の近くに踏み台になるような物を置いたりしないなどの安全対策は言うまでもない。

この他にも、遠足のオリエンテーリング中、登った岩が崩れ転落したという事例があった。遠足・校外学習などを実施する場合は、事前に現地に出向き、安全確保の視点から状況をチェックし、それに応じた安全対策を立てておく必要がある。なお、事前に、予想される危険やその対処法などの安全指導はもとより、現地での活動開始前の安全指導も大切であろう。また、山野等で重大事故が発生した場合の救急体制を構築しておき、緊急事態発生に迅速・的確に対

応できるようにしておくことも大切であろう。

4 教科等における事故防止

表5 教科等における活動別発生状況

場 合	障害	死亡
体育的活動時	15	2
座学的活動	0	1
実験・実習的活動	4	0
その他	6	2
合 計	25	5

表6 教科等における主な発生原因等

主な発生原因	障害	死亡
物等が当たった	6	0
転倒した	6	0
突然死亡した	0	4
転落した	3	0
衝突した	3	0
お湯等がかかった	2	0
その他	5	1
合 計	25	5

教科等における死亡・障害事故の場合別発生状況は表5のとおりである。これを見ると、体育的活動時が、教科等における事故の半数以上を占めている。これは全て体育の時間に発生しており、あらためて体育の時間における安全対策の徹底を図る必要がある。この他、実験・実習時に4件の事故が発生している。この時間は用器具や薬品などを使うことが多く、十分に安全対策を立てた上で実施する必要がある。なお表6を見ると、障害事故の主な発生原因としては、「物等が当たった」「転倒した」が多くなっているが、これはほとんどが体育的活動時に発生している。このような視点からも学習内容や場の設定等を工夫する必要がある。また、死亡事故は突然死が多かった。事前に児童の既往症や持病等について十分に把握しておくとともに、学習活動中の健康状態の把握にも万全を期す必要がある。緊急事態が発生したときの緊急対応体制を構築しておくことは言うまでもない。

体育的活動時の事故は17件発生しており、平成18年度は以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例6	小5年・男	歯牙障害
体育の授業中、高跳びをしていたが、本児童の次に跳んだ児童がバーに足をひっかけ、落ちてきたバーの先端部が跳び終わってバーの近くにいた本児童の前歯を直撃した。		

用器具等を使用する学習中は、用器具が飛んだり振り回したりしても当たらないように、児童がいる場所に注意する必要がある。事前にこのような点についての安全指導を行ってから活動に入る必要がある。指導者は、児童が「どこで、何をしているのか」「危険なプレーをしていないか」などを把握し、事故が予測される場合には、直ちに指導する必要がある。また、ボールを受けた時に添えた右手が先にグローブに入り怪我をしたケースや飛び箱を飛ぶときに跳び箱に足が当たり転倒したケースがあった。児童の技能に応じた学習内容や場の設定にも十分に配慮する必要がある。なお、活動場所に不要な物を置かないことや用器具等の安全点検と整備は言うまでもない。

農具が児童に当たったという事例があった。実験・実習中の事故防止を図るには、実験・実習の正しい手順や用器具を正しく使うことが基本であり、事前に十分な指導を行ってから活動に入ることは言うまでもないが、活動中も常に注視する必要がある。

《 供花料支給死亡事故 》

事例1	小6年・男	溺 死
<p>体育の水泳指導中、本児童の身体に何らかの異変が起き、水中に沈みかけているところを友人が見つけてかかえあげたが、意識がなく心臓停止と呼吸停止状態であったので、心肺蘇生を行いながら救急車を要請し、病院へ搬送した。治療の結果、心臓の動きが回復したので設備の整っている病院へ転院し、集中治療室で治療を受けていたが、意識は戻らず後死亡した。</p>		

水泳学習は、重大事故につながる危険性が高い。特に監視体制は万全を期す必要がある。常に全児童が、教職員等の十分な監視下に置かれた状態で学習活動を行うことが大切である。なお、児童にバディーを組ませる（※）など、児童もお互いにすぐ異変に気づくようにしておくことも大切であろう。また、学習内容は、児童の実態にあった無理なく活動できる内容であることも事故を防ぐのに大切であろう。

平成18年度は、校外学習中における交通死亡事故もあった。出かける前に安全指導を行うことはもちろんであるが、危険が予想される場所では、その場で指導するとともに、教員等の十分な監視下で行動させることが大切であろう。

※ バディーシステム…児童が2人1組になり、いつも離れずに近くにおいて、相互に監視し合い、助けあって練習し、相手の異常の発見に努めさせる指導法

5 通学中における事故防止

表7 通学中における場合別発生状況

場合1	場合2	障害	死亡
登校中	徒 歩	3	1
	自転車		1
	その他	1	
下校中	徒 歩	6	5
	自転車		
	その他	1	
合 計		11	7

表8 通学中における主な発生原因等

主な発生原因	障害	死亡
転倒した	6	
交通事故		5
犯罪被害		2
ひっかかれる	2	
その他	3	
合 計	11	7

通学中における死亡・障害事故の場合別発生状況は表7のとおりで、徒歩で下校中の事故が多かった。また、通学中における死亡・障害事故のうち死亡事故が38.9%と大きな割合になっている。死亡事故の主な発生原因等は交通事故であり、今後より一層の交通事故防止対策に力を入れる必要がある。なお、犯罪者によって2名の尊い命が奪われている。登下校時における防犯対策の一層の強化を図る必要がある。また、転倒による障害事故が多く発生している。通学路の安全点検実施に当たっては、このような点からも通学路の状況をチェックし、児童に注意を促す必要があろう。

通学中の事故は18件発生しており、平成18年度は以下のような事例があった。

《 障害事故 》

事例135	小4年・男	外貌・露出部分の醜状障害
<p>ランドセルの肩掛けの部分に両手をはさんで歩いてきたため、坂道で足がすべり転倒した際、手をつくことができず、前歯を破損するとともに下顎を切傷した。</p>		

この事例にもあるように、両手が使えない状態で転倒すると、コンクリート等に頭部を強く打ち付け、大けがをする危険性が極めて高い。通学指導等で、様々な事例を示しながら安全な歩行について十分に指導する必要がある。また、友人と投げ合っていた石が左眼に当たったという事故が発生したり、けんかにより怪我が発生したりしている。このようなことは危険な行為であり事故になる危険性が極めて高いことを、学年に応じて理解させる必要がある。なお、「路肩を歩いていて2m下に転落した」という事例があった。小学生は危険予測能力が十分に育っていない。通学路における危険な場所を具体的に指摘し、そのような場所で予想される事故について、十分に考えさせる必要がある。

《 供花料支給死亡事故 》

事例7	小1年・男	頭部外傷
<p>下校中、交差点で右方向からの車3、4台をやり過ぎて横断歩道を渡っていたが、左方向からの車に撥ねられた。救急車で病院に搬送され治療を受けたが、死亡した。</p>		

《 死亡見舞金給付事故 》

事例11	小1年・男	窒息死
<p>下校中、同級生数名と徒歩で自宅へ向かっていた際、途中同級生の母親が迎えにきたため合流した。自宅側の公園に到着し、同級生と帰宅後公園で遊ぶ約束をし、同級生とその母親と別れ、約80m先の自宅へ一人で向かった。その後行方不明となり、翌日絞頸による窒息死のため遺体で発見された。</p>		

平成18年度は、道路を横断しているときの交通死亡事故が目立った。左右の安全確認は、時間をあまりかけないで行うことが大切である。この事を確実に理解させるためには、ロールプレイ等を通して危険が実感できるような学習を積み重ねる必要がある。また、信号のある横断歩道においても、信号が青になったから渡るのではなく、各自が左右等の安全を確認しながら渡ることの大切さを、危険予測学習などを取り入れながら学年に応じたきめ細かな指導が必要であろう。

事例11は極めて悲惨な事件であった。今、児童の登下校時の安全が脅かされている。学校・家庭・地域等が一体となって、登下校時の防犯対策に取り組む必要がある。通学路の安全点検と整備、集団での登下校、防犯パトロールの実施などは効果的である。また、関係機関等の協力を得た防犯教室等を開催し、児童の防犯能力の育成を図ることも大切であろう。なお、多くの地域で子どもの見守り隊が結成されている。登下校の時間を知らせたり、児童と隊員との交流会を開催したりするなど、ボランティア隊員の意欲を高める学校の取り組みは重要である。

6 事故防止の総括

小学校の児童は、大変活動的であるが、事故防止に対する意識は低く、危険を予測し、回避する能力も十分に育っていない。事故を防止するためには、校務分掌に安全担当を位置づけ、全教職員が共通理解のもと、次の点に積極的に取り組む必要がある。

(1) 安全な環境づくり

環境が起因する事故は避けなければならない。定期的に安全点検を実施し異常があれば直ち

に改善する必要がある。なお、点検に当たっては、単に施設・設備等が破損しているかどうかだけではなく、「ぶつけた」「転倒した」「転落した」「はさむ・はさまる」等などが原因で多くの事故が起こっており、このような観点からみても施設・設備等に問題はないかどうか点検する必要がある。その際、児童の目線に立った点検にも配慮する必要がある。なお、学校の回りの環境もチェックし、児童が危険箇所に入り込まない対策を講じておくことも大切であろう。また、不審者等から児童を守るという観点からも施設・設備等の状況を点検し、地域・学校等の実態に応じて改善する必要がある。

(2) 心身の状態の把握と救急体制の整備

児童一人一人の心と体の状態を把握しておき、その状況に応じた対策を立てておくことが大切である。特に情緒不安定な児童に対しては、休憩時間等の事故防止に配慮が必要だろう。また、朝の健康観察、活動前の健康観察はもちろんであるが、活動中や活動後の健康状態にも十分留意することが大切である。なお、事故発生時には適切な応急手当や病院への搬送等が速やかにできる体制を構築しておくことは言うまでもない。

(3) 危険な行動の抑止

休憩時間等に定期的に校内を見回り、児童の活動の状況を把握し、必要に応じた安全対策を立てる必要がある。また、学級活動等において、石を投げたり棒を振り回したりする行為は危険な行為であり、大きな事故になる危険性が高いことを、様々な事例等を取り上げながら理解させる必要がある。定期的に自己評価させることも効果的であろう。

(4) 安全に配慮した教育活動

体育的活動や実験・実習時の活動に当たっては、予め活動時の危険を予想し、事故防止対策に万全を期す必要がある。事故を防止するためには、学習内容が児童の実態に合っていることが大切である。そして、学習内容にあった場を設定し、正しい手順等で学習が行われるようにする。特に、用具等を振り回したり、薬品・熱湯などの危険物を扱ったりする場合などは、教師の監督下で行うとともに、全児童の位置にも配慮する必要がある。事前の安全点検・整備の徹底を図り、安全な用器具を使用することは言うまでもない。

(5) 安全教育の充実

発達段階に応じて児童の実態を把握し、それに合わせた安全教育を計画的に行う必要がある。その際、自校の事故事例等を活用し、身近な問題として考えさせるとより効果的であろう。小学校では休憩時間の事故が大変多いので、学級活動や児童会等で取り上げ、児童自らが、安全な学校生活を送ろうとする意識を高める必要がある。また、全ての教育活動時に、事故の危険性がある。学習前に事故の危険性を指摘し注意を促すとともに、活動中の危険場面を捉え、その場で適切に指導することも大切である。なお、交通安全教室や防犯教室等を年間計画に位置づけ、外部の専門化を積極的に活用することは、安全能力の育成を図る上で効果的である。

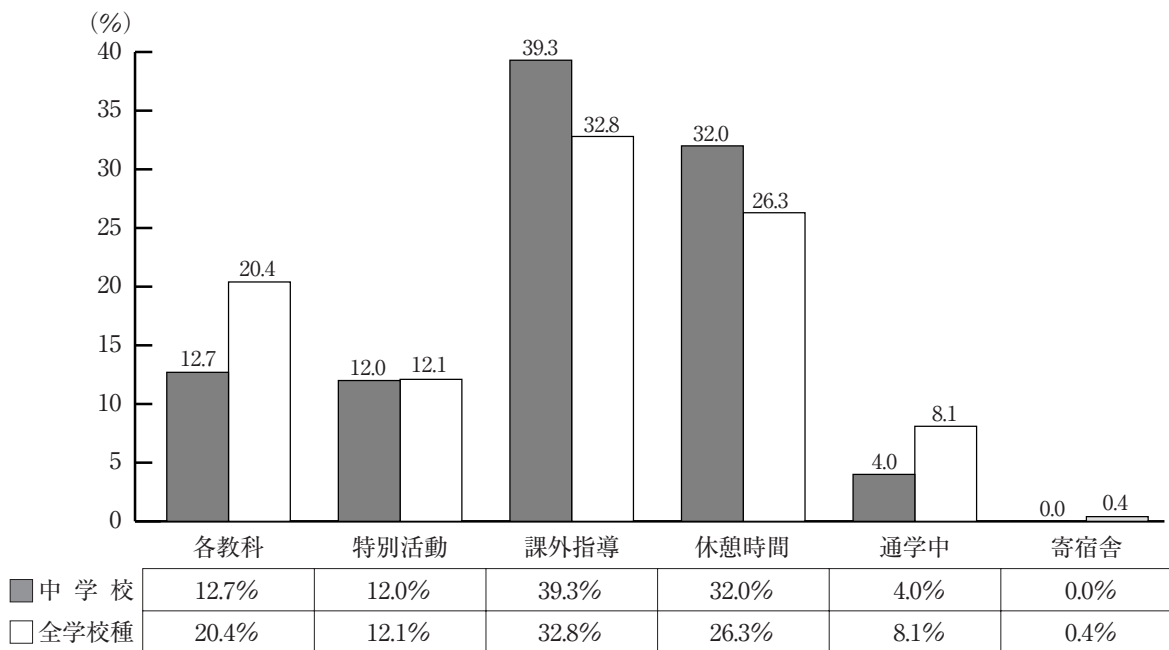
2 中学校における事故防止の留意点

東京学芸大学教育学部養護教育講座
教授 渡邊正樹

1 中学校における事故防止の留意点

中学生における事故・災害の実態は、小学生とは大きく異なっている。図1は中学校と全校種の障害事故の発生率を、災害発生の場合別に比較したものである。小学校で特徴的な休憩時間での発生率は中学校でも高い傾向がみられるが、中学校では課外指導における事故の発生率ももっとも高い。このように中学校独自の傾向を踏まえて、障害と死亡それぞれの事例から災害の特徴と事故防止の留意点について述べたい。

図1 中学校と全校種平均における障害事故の発生率



(1) 学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・体育活動中

体育の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している（表1）。最も事故が多いのが野球であるが、ボールを捕球しそこねたり、自打球を顔面で受けたりという事故が特徴的である（事例207、209）。まずは基礎的な技術の習得が必要と思われる。

事例 207 中2年・男 視力・眼球運動障害

野球部活動中、紅白戦をしていて、本生徒がバッターボックスに入り打った際、自打球が右眼部に当たった。

事例 209 中2年・男 視力・眼球運動障害

野球部活動中、ティーバッティングされたボールを拾っていた際、次のボールが飛んできたのに気づかず無防備の状態ですぐ右眼にボールが当たった。

表1 体育活動中における発生状況（障害事故）

教科名等	種目等	件数	備考
体育	器械体操	1	
	サッカー	2	
	ソフトボール	4	
	野球	1	
	卓球	1	
	バドミントン	4	
	組体操	2	
	小計	15	
特別活動	体育的行事	4	
	学級活動	1	レクリエーション（バスケットボール）
	小計	5	
課外指導	水泳	1	
	陸上	2	
	サッカー	7	
	テニス	1	
	ソフトボール	1	
	野球	23	
	バレーボール	4	
	ハンドボール	1	
	バスケットボール	7	
	ラグビー	1	
	卓球	2	
	バドミントン	2	
	柔道	2	
	剣道	2	
	相撲	1	
小計	57		
その他	柔道	1	寒稽古納会
	水泳	1	支部水泳大会

体育の授業ではソフトボールによる事故が多かったが、こちらはすべて打者のバットが他の生徒に当たるといふ事故である。

事例152	中2年・男	歯牙障害
--------------	-------	------

ソフトボールの授業中、本生徒はキャッチャーをやっていた。バッターがボールを打ったとき、金属バットをキャッチャー方向に投げ出し走塁してしまったため、本生徒の顔面にバットが直撃した。

サッカー、バスケットボールも野球に次いで事故が多い。サッカーでは至近距離でボールをけることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険プレーを避けるような指導を心がけるべきであろう。

事例191	中2年・男	視力・眼球運動障害
--------------	-------	-----------

サッカー部練習で3対2をしていたとき、他の部員が蹴ったボールが、至近距離で本生徒の左眼に直撃した。

バスケットボールにおいては身体接触が原因での事故が多く、前歯を強打するなどの負傷が

目立つ。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に着けることなどの指導が求められる。

事例 226	中2年・男	歯牙障害
---------------	-------	------

バスケットボール部で他校との練習試合中、ゴール下で相手チームの選手と競り合いになったとき、相手の頭に本生徒の口元がぶつかり負傷した。

バレーボールや卓球では設備や用具の使用に関わって発生した事故がみられる。

事例 221	中1年・女	歯牙障害
---------------	-------	------

バレーボール部活動終了後にネットを片づけていたところ、支柱のハンドルが外れ、本生徒の口にあたり口唇・歯を負傷した。

事例 231	中1年・女	手指切断・機能障害
---------------	-------	-----------

卓球部活動終了後の後片付け中、卓球台が本生徒の方に倒れてきた。押さえようとしたとき、台と床の間に右手中指が挟まってしまった。

施設設備自体の安全管理の徹底はもちろん、用具等の安全な使い方を指導することが重要である。

なお全体として練習や試合そのものに関わって発生した事故のほか、練習中にふざけていて発生した事故、けんかによる事故、応援中に発生した事故なども少なくない。体育活動中以外の安全指導と同様に、生徒自身が安全に行動することを機会ごとに指導する必要がある。

・体育活動中以外

体育以外の教科（理科、技術、英語）では3件の事故が報告されている。件数は少ないが、理科、技術ともに重大な事故が発生している。

事例 146	中3年・男	視力・眼球運動障害
---------------	-------	-----------

選択理科の授業中、ジュースを作っていて、ペットボトルへドライアイスとソーダ水を入れ、混ぜるために振っていたが、突然ペットボトルが爆発し、ペットボトルの破片が眼に飛んできて受傷した。

事例 147	中2年・男	手指切断・機能障害
---------------	-------	-----------

技術の木材作品製作中、電動丸鋸盤で角材を切断しようとした際、右手を木材に正しく添えていなかったため、右手親指の先を切断した。

いずれの場合も特殊なケースというよりは、いつどこで発生してもおかしくない事故である。体育活動以外の教育活動においても、常に安全への配慮が必要である。

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備考
理科		1	
技術		1	
英語		1	授業中教室外で
総合的な学習の時間		1	
特別活動	学級活動	6	清掃中が4件
	学校行事	6	遠足・集団宿泊的行事が3件

特別活動においてはさまざまな事故が発生しているが、悪ふざけやちょっとした気の緩みによって起きているケースが目立つ。清掃用具などの道具を安全に使用すること、周囲の危険に注意を払うことなど、学校生活における基本的な安全行動を身につける必要がある。学校生活で発生する事故事例を教材とすることで効果的な安全教育を行うことができるであろう。

② 教育活動中以外

表3 教育活動中以外の発生状況

		件数	備考
休憩時間	休憩時間中	13	
	昼食時休憩時間中	21	
	始業前	1	
	授業終了後	13	

教育活動中以外の事故はすべて休憩時間で発生している。直接的には転落や落下あるいはドアに手をはさむ、ガラスに突っ込むなどの事故によって負傷しているが、状況としては、けんか等のトラブル、鬼ごっこ・追っかけっこ、ふざけて・プロレスごっこが原因となっている。日常生活で生じる事故について、その原因と結果について常日頃から指導することが大切である。

事例 248 中2年・男 手指切断・機能障害

友人と追っかけっこをしていたとき、友人がトイレに入り、内側からドアを閉めたので、開けようと押した際、ドアのガラス部分に左手が当たり、手のひら第2指～第4指にかけて大きく切れ開放創となる。

③ 通学中の事故

表4 通学中の発生状況

	件数	備考
徒歩	1	
自転車	5	

通学中の障害事故は6件であるが、うち5件が自転車乗車中の事故である。いずれも転倒などが原因に挙げられるが、安全な乗車を心がけることで防ぐことができる事故が多いと考えられる。

中学校では自転車通学が増加するので、小学校同様に安全な自転車の利用や正しい点検の方法などについて学ぶ必要があるだろう。

(2) 学校生活における死亡事故防止

①教育活動中の事故

・体育活動中

表5 体育活動中における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
体育	バスケットボール	1	突然死（心臓系）
	相撲	1	突然死（心臓系）
	小計	2	
特別活動	学校行事	1	体育祭
課外指導	水泳	1	
	卓球	2	
	バスケットボール	1	
	テニス	1	
	ソフトボール	1	
	小計	6	

体育活動のうち教科における死亡件数は全2件であり、すべて突然死と考えられるケースである。

事例13 中3年・男 心臓系 突然死

体育の授業中、バスケットボールを実施し、準備体操、基礎練習の後、ミニゲームを行い、7～8分ゲームに参加した。授業終了時の挨拶をするために、全員を集合させた際、突然意識を失い倒れた。救急処置を行いながら救急車で搬送したが、後日死亡した。

2件とも心臓の既往症の有無は記載されていないが、心臓に疾患をもつ生徒だけではなく、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては当日の健康状態に十分な注意を払う必要がある。

課外指導も教科と同様であるが、突然死の場合は発生前より体調不良を訴えているケースもあり（事例22）、指導者による日常の健康観察は非常に大切である。

事例22 中3年・男 大血管系 突然死

地区中学校卓球大会中、試合のセット間に、本生徒が「背中が痛い」と言ったので、顧問は痛みの場所を確認し、状態を観察しながら「大丈夫か？」と尋ね、本人も「やれる」とのことだったので、試合を続行した。顔色も通常通りだった。接戦の末勝利し、続く2試合目も出場し勝利したが背中の痛みは消えなかった。試合後すぐにロビーに移動し、背中をなでたり、軽いマッサージをしたりしていたが、症状が改善されないため、救護担当の養護教諭に連絡し、顔色不良、口唇色不良のため救急車で病院へ搬送した。搬送後、検査を受けたが原因を特定できず、CTによる検査と検査入院をする予定であったが、容態が急変し、死亡した。

・ 体育活動中以外

体育活動中以外ではガラスドアへの衝突事故 1 件であった。

表 6 体育活動中以外における発生状況

活動名等	件数	備考
学級活動	1	清掃

② 教育活動中以外

教育活動中以外では 5 件の死亡事故が発生している。うち 2 件は突然死（心臓系）であるが、他の 3 件はその状況から自殺と考えられるケースである。日常の生徒の行動や精神面の状態に注意をはらい、確実に発生を防ぎたい。

表 7 教育活動中以外の発生状況

	件数	備考
休憩時間	5	突心臓系 2 件

③ 通学中の事故

通学中の死亡事故は 3 件であり、原因はそれぞれ異なる。1 件は自殺と考えられるケースである。

表 8 通学中の発生状況

	件数	備考
徒歩	2	溺死、転落
自転車	1	突心臓系

(3) 供花料支給事故の防止

供花料が支給されるのは、学校の管理下で発生した死亡事故のうち、第三者から損害賠償等を受けた場合の事故などである。

表 9 供花料支給事故の発生状況

	件数	備考
課外指導	1	熱中症
通学中	4	自転車 3、徒歩 1

課外活動は熱中症によるもので、確実に予防したい事故である。また通学中の 4 件はいずれも自動車による交通事故である。交通安全指導は中学生にとっても重要な教育内容である。安全な自転車の使用方法も含め、充実した指導が望まれる。

(4) 総括

中学生になると、課外指導など教科以外の活動も増え、それゆえ事故発生の危険性も高まっている。体育活動においては技術の未熟さ、個人差によって生じていると思われる事故が多い。指導者は個人差を念頭においた技術の指導はもちろんのこと、生徒の安全意識を高める指導も行っていく必要がある。また体育用具等の安全な使い方の指導も事故防止の観点から欠かすこ

とはできない。

教育活動以外での事故の中には、悪ふざけやちょっとした気の緩みによって起きているケースが目立つ。中学生では事故の原因と結果について理解できる年齢段階とはいえ、危険予測能力が不十分であったり、自己中心的な行動をとったり、あるいは好奇心ゆえに自ら危険な行動をとることが少なくない。自分だけではなく他者に対しても同様な行動をとるために、相手に怪我を負わすこともしばしばある。このことは教育活動中以外の行動だけではなく、教育活動中においてもみられる傾向である。学校生活で発生する事故事例を教材とすることで効果的な安全教育を行うことができるであろう。

3 高等学校・高等専門学校における事故防止の留意点

国立淡路青少年交流の家

所長 戸田 芳雄

本項は、学校管理下の高等学校・高等専門学校における障害や死亡等の現状と事故防止に関する留意点について述べる。

(1) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中 18件

表1 体育活動中における発生状況

教科名等	種 目 等	件 数	備 考
保 健 体 育	持久走	2	突然死（心臓系）2
	サッカー	1	突然死（心臓系）
	その他（準備運動、サーキットトレーニング）	2	突然死（心臓系）2
	小 計	5	
特別活動		1	溺死・・・海水浴
課 外 指 導	サッカー	2	突然死（心臓系）2、溺死
	ラグビー	1	突然死（心臓系）
	ソフトテニス	1	突然死（心臓系）
	マリンスポーツ	1	溺死（潜水）
	陸上競技	1	突然死（心臓系）
	武道（柔道、弓道）	2	頭部外傷1、突然死（血管系）1
	アイスホッケー	1	突然死（心臓系）
	バドミントン	1	突然死（心臓系）
	自転車	1	転落
	フライングディスク	1	突然死（血管系）1
小 計	12		
合 計		18	

体育活動のうち教科における死亡件数は合計5件であり、すべて突然死と考えられるケースである。いずれの生徒も心臓疾患の既往歴などはない。5件中2件持久走時に発生し、他の3件も走る運動を伴ったときに発生している。また特別活動では、海水浴中の溺死1件である。心臓に疾患をもつ生徒だけではなく、日ごろからすべての生徒に対して健康管理・指導を行うことはもちろん、特に体育的活動においては当日運動開始前および運動中の健康状態の変調等に十分な注意を払う必要がある。

課外指導では12件発生しているが、7件（内5件が心臓系、2件血管系）が突然死である。指導者やマネージャー等、また、本人による活動前、活動中、活動終了直後の健康観察と変調が見つかった場合の迅速な対応や申し出ができるようにしておくことが必要である。

また、特異な例と考えられるが、運動場に近接する川にボールを拾いに行き行って溺死する例（サッカー部活動中1件。20分後に）も含まれており、練習環境が類似する学校では、このような場合には複数で安全を確認し合って一緒に戻るような体制を確立しておくことが必要である。

・ 体育的活動中以外での事故 3件

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備考
特別活動	学校行事	1	突然死（心臓系）1・・・修学旅行移動中
	その他	1	溺死1・・・水族館見学旅行中
課外指導		1	突然死（血管系）1・・・合宿勉強会
合計		3	

体育的活動中以外での死亡は、修学旅行移動中の突然死（心臓系）1件、水族館見学旅行中の溺死1件、合宿勉強会の突然死（血管系）1件で合計3件である。

3件の死亡事故はいずれも学校外で発生したものであり、予見が非常に難しいケースである。教師や指導者は、このような事例を参考として、学校内外にかかわらず、事故が起こらないようにするため、環境及び生徒の状況（疲労や行動、健康状態）の両面から予測される幅広い危険の有無を点検し、改善や指導を行うことはもちろん、事故が起こったときの迅速な救助や救急体制を整えておく必要がある。とくに、校外における学校行事等の実施に当たっては、必ず事前調査を実施することは言うまでもない。

② 教育活動中以外での事故

・ 休憩時間等の事故 5件

表3 教育活動中以外での発生状況

場合別	件数	備考
休憩時間	4	突然死（心臓系）2 転落による頭部外傷等2 窒息死1
寄宿舍にあるとき	1	窒息死1

休憩時間に発生した4件のうち、2件は突然死（心臓系）であり、2件は転落によるものである。教師は単に危険な行為をそのたびに指摘するだけではなく、ホームルーム等での安全教育を通じて、学校生活での危険を予測させたり、回避の方法を考えさせたり、自分や他者のどのような行動が大きな災害を招くかを気づかせたりするような指導を行うことが重要である。

また、寄宿舍で体調不良で休んでいた生徒が嘔吐物で窒息するという事故が1件発生している。

なお、休憩時間の窒息死は自殺によるものであり、家庭と連絡を密にしながら、養護教諭やホームルーム担任等による生徒の心の健康に関するケアや相談活動などを充実するとともに、必要な生徒の専門機関への受診等をすすめることも必要となる場合があるものと考えられる。

③ 通学中の事故 12件

表4 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登 校 中	自転車	1	踏切事故【高等専門学校】
	自動二輪車	1	標識に衝突
	同乗中	1	鉄砲水被害1
	その他	3	駅ホームで転落1、突然死（心臓系）1、踏切事故1
	小 計	6	
下 校 中	自転車	3	踏切事故1、歩道橋落下1、電柱に衝突1
	原 付	1	標識鉄塔に衝突1
	その他	2	駅ホームで転落1、マンションからの飛び降り1
	小 計	6	
合 計		12	

通学中の死亡事故12件のうち、5件が道路交通事故、5件が鉄道にかかわる事故、その他に突然死や飛び降り等による死亡となっている。この場合の突然死は予測が困難と思われるが、交通事故はよそ見や思い込みを廃し、安全な自転車の利用や踏み切りの横断等によって防げる事故がほとんどである。計画的な安全教育によって、危険を予測し、回避するため、安全で正しい自転車の乗り方や踏切横断の仕方等を生徒に徹底する必要がある。

また、日頃から、駅構内やホーム、踏切の安全、登下校中の安全について幅広く注意を促すとともに、各学校が連携したり、交通指導員、保護者やスクールガード、警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、防犯も含めて安全点検や実地の指導を行うなど細心の注意を払う必要がある。ひやり、はっと体験などを題材に、生徒の身近な体験を通じた危険予測学習などを展開することも有効であると考えられる。

(2) 供花料支給事故の防止

供花料を支給した事故 31件

表5 供花料支給事故の発生状況

場 合	内 容 等	件 数	備 考
学 校 行 事	ウォークラリー 旗の収納	4	交通事故被害3 転落1
課 外 指 導	部活動	1	自殺（吹奏楽）
登 校 中	徒歩	2	交通事故被害
	自転車	7	交通事故被害
	原 付	1	交通事故被害
	その他	2	同乗中2
	小計	12	
下 校 中	徒歩	3	交通事故被害
	自転車	7	交通事故被害

	その他	1	駅ホームへの飛び込み
	小 計	11	
通学に準ずるとき		2	遠足
寄宿舍にあるとき		1	自殺
合 計		31	

供花料を支給するのは、学校の管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合である。これらの事故は、その防止について前述の死亡事故と同様に一層力を入れる必要がある。

供花料を支給した学校管理下の死亡事故は、31件である。そのうち、道路交通事故が最も多く23件、鉄道に関する事故が3件、転落等による自殺と見られるものが2件ある。

道路交通事故では、多くが横断中又は交差点での事故であり、特に自転車の事故が14件と目立っている。その他に、ウォークラリー中の生徒の自動車被害事故や遠足時の列車脱線事故など学校行事の際の死亡事故が発生した。

交通事故の防止については、通学中の事故防止の留意点で述べたことに加えて、通学路等の危険予測学習を行い、登下校中の安全について注意を促すとともに、生徒会での自主的な活動を推進したり、各学校が連携したり、保護者や警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、安全点検や実地の指導を行うなど事故防止に対する学校や保護者の一層の努力が必要である。

また、近年、いじめ等による生徒等の自殺が多く発生しており、学校や教育委員会等では、その兆候を敏感に感じとったり、生徒や保護者が学校等に悩みなどを相談できる体制を整えたり、普段から教師と生徒、生徒同士の温かい人間的な交流（人間関係）を深めておく必要がある。

(3) 学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

- ・ 体育活動中 124件

表6 体育活動中における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
保健体育	バスケットボール	3	肘、床、ボールに当たる
	ソフトボール	4	手放したバットで2、ボールに1、けんか1
	バドミントン	1	転倒したラケットに1
	陸上競技	1	走り高跳び
	武道	1	柔道1
	器械体操	3	跳び箱2、マット運動1
	その他	4	プール清掃、スキー、馬とび、その他各1
	小 計	17	
特別活動	学校行事	6	体育祭3、球技大会3
課外指導	野 球	49	高等学校48、高等専門学校1
	サッカー	10	人との接触・衝突8
	水 泳	2	トレーニング2
	器械体操	3	鉄棒2、平行棒1
	ラグビー	6	タックルを受け3
	バスケットボール	6	人との接触・衝突8
	テニス	1	
	武 道	11	柔道9、剣道1、空手1

教科名等	種目等	件数	備考
課外指導	陸上	3	ハンマー投げ、100M走、ウエイトトレーニング各1
	バレーボール	2	レシーブ1、後片付け1
	バドミントン	4	シャトルが目に
	自転車競技	1	
	水球	1	
	ボクシング	1	
	山岳	1	
合計		101	
合計		124	

体育活動中の障害事故は、124件である。その内訳は、課外指導が101件と最も多く、保健体育科が17件と次いでいる。その他に、特別活動6件である。

保健体育科の授業時および課外活動を通じて、球技実施時に事故が数多く発生している。

最も事故が多いのが野球である。その内容をみると、合計49件のうち、主に自分の技術の未熟さや行動による事故（主として、自分自身の行動等に原因があるもの）18件、主に他の生徒の行動や施設・用具等にかかわる事故（主として他人や環境等に原因があるもの）17件、イレギュラーしたボールの捕球失敗などどちらとも判断しにくい事故14件となっている。

前者ではボールを捕球しそこねたり、自打球を顔面で受けたりという事故がみられる。後者では他者の投げた（打った）予期せぬ球に当たる、ネットの隙間から球が飛びだしてきて当たることなどがある。これらの事故の背景には基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、指導者・生徒ともに、他の選手との距離を十分取る、互いに声をかける、練習前・練習中など日頃から施設や用具を点検し、改善しておくなどの基本的な危険回避を行うことがまず必要である。

また、毎日の練習時など日頃から、練習前の用具や施設設備の点検整備、種目に応じた注意事項や練習方法の確認、健康管理や安全確保に必要なものの準備など、選手自身が常に自他の安全に配慮することができるよう部活動構成員全体で具体的に指導することが大切である。

ソフトボールも野球と同様であるが、打ち終わった際に投げた（手放した）バットが顔面に強打したというケースがある。打者となるものの注意を喚起するとともに、周囲の生徒の位置に問題がないか等、指導者及び生徒自身が周囲に注意を払うようにすることが必要である。

サッカーの事故が、10件あり、球技では野球に次いで事故件数が多い。サッカーではボールや他と接触・衝突し顔面を直撃して、10件中4件で歯・口を負傷、目を負傷及び手足の切断が各2件、股間や腹部の損傷も各1件発生している。

また、サッカーでは他者の至近距離でボールをけることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険なプレーを避けるような指導を心がけるべきであろう。

バスケットボールの事故は6件あるが、いずれも激しい身体接触が原因での事故であり、前歯を強打するなどの負傷が目立つ。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に着けることなどの指導が求められる。ラグビー、ホッケー

一、ハンドボール等も他の選手と接触することが多いため、同様に対応することが必要である。

バレーボールでは2件、レシーブミス、後片づけ中の事故がある。今回はなかったが、過去にレシーブのためコート付近にある用具と衝突したという事例もある。練習や試合においては、技能練習の他にコート周辺に不要な物や事故の原因となる物品を置かないように注意する必要がある。もちろん施設設備自体の安全管理の徹底もいうまでもない。

テニスでは、野球のファウルボールに当たった事故が1件であるが、素振りの練習などでは他の部員と距離をとるなど日ごろの安全指導も大切である。

球技以外の種目では以下のような事故が発生している。

器械体操（マット運動）では、鉄棒及びマット運動での着地の失敗により頭部や頸椎を損傷する事故が3件発生している。

武道では、受け身の失敗等により柔道で9件発生しているほか、空手道及び剣道で打突による歯牙障害が各件ずつ発生している。

運動部活動等では、一般に同じグラウンドや体育館で複数の種目が同時に練習することが少なくない。そのため、自分の種目はもちろん、他の種目の練習状況に注意する、事故が発生しやすい種目間では練習時間をずらす、施設設備や用具の安全を確認する、ネット等で確実に隔離するなど指導者は常に全体に注意を払い、生徒も含めた関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

なお、全体として練習や試合そのものに関わって発生した事故のほか、練習中にふざけていて発生した事故、けんかによる事故、応援中に発生した事故なども少なくない。体育活動中以外の安全指導と同様に、生徒自身が安全に行動することを機会ごとに指導する必要がある。

また、全体をとおしての際だった特徴を挙げると、体育活動中の障害事故124件の内、歯・口の負傷による障害50件、顔面打撲による眼の障害事故が28件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が17件で、併せて7割を大きく超える。体育活動以外・教育活動以外でも、歯・口の障害事故が22件、眼の障害事故が4件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が3件加わる。近年、この傾向が続いている。特に、歯牙障害を減少させることは、非常に深刻かつ緊急な課題であると思われる。

特に、本センターでも研究指定校での研究等を元に、「学校管理下における歯・口のけがの防止必携」を発刊しているが、それらを参考にするとともに、歯・口の障害防止策の一つとしてマウスガードの着用が効果的と考えられる。野球やバスケットボール、サッカー、ホッケーなどラケットやバットの使用、激しい接触プレーの伴う体育活動において着用を検討してみたらどうだろうか。

・体育活動中以外 15件

表7 体育活動中以外における発生状況

教科名等		活動名等	件数	備考
作業学習（特別支援学校）		竹箸削り作業	1	
日常生活指導（特別支援学校）		キックボード	1	
工業		椅子製作、課題研究	4	
家庭（特別支援学校）		調理実習	1	
自習時間			1	
その他		新入生テスト、入学前指導	2	
特別活動	学級活動		1	HR活動
	学校行事	文化祭準備	2	
		集団宿泊的行事	2	修学旅行、研修
		小計	4	
合計			15	

体育活動以外の教科等では15件の事故が報告されている。特別支援学校での事故が4件（作業中、調理実習、日常生活指導中及び集団宿泊的行事中各1件）である。障害のある生徒の指導に当たっては、一人一人の障害の程度や内容を熟知し、行動を予測しながら安全に十分配慮して指導しなければならないことは言うまでもない。

また、工業科の実習中の事故が4件発生している。実習には多くの危険性が想定されるが、教師の事前指導や作業中簿指示を徹底するなどの安全指導が重要である。

また、今年度は発生しなかったが、企業でのインターンシップ中における事故は今後も予想されるものである。校外における学習においては十分な安全管理・指導を行う必要がある。

特別活動においては、5件の事故が発生しているが、主たる活動以外で悪ふざけやちょっとした気の緩みなどによって起きているケースが目立つ。道具を安全に使用すること、周囲の危険に注意を払うことなど、学校生活における基本的な安全行動を身につけることが重要である。学校生活で発生する事故事例を教材とし、具体的かつ効果的な安全教育を行うことが望まれる。

② 教育活動中以外の事故

・休憩時間等 12件

表8 教育活動中以外の発生状況

場合	活動	件数	備考
休憩時間	文化祭出し物練習等	2	
	運動遊び等	3	バドミントン、バスケットボール、バレーボール(準備中)
	作業	2	木工、ロボット製作
	その他	5	移動、ふざけ他
	小計	12	
寄宿舎		2	除雪、生徒同士のトラブル
合計		14	

教育活動中以外の事故は、休憩時間および寄宿舍で発生している。学校行事の準備など特別活動との関連が深いもの、運動遊びや作業、移動中の事故が発生している。

その他には、友達とのトラブル、ふざけなどによるものも起こっている。

このような事故を防ぐためには、様々な事例をもとに事故の原因と結果について十分な理解させる、危険な行動をとることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育を計画的に進める必要がある。

生徒同士のトラブルやけんかなどによる障害事故については、生徒指導と連携を図りながら全校的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

③ 通学中の事故

・通学中の事故 24件

表9 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登 校 中	自転車	11	転倒2、衝突2、物挟み4
	原付車	3	カーブでの転倒3
	小 計	14	
下 校 中	自転車	9	転倒3、物挟み2、衝突4（電車1、人1、柱等2）
	徒 歩	1	転倒1（心臓発作）
	小 計	10	
合 計		24	

通学中の障害事故は24件（登校中14件、下校中10件）である。うち20件とほとんどが自転車乗車中の事故である。例えば、下り坂でスピードを出しすぎたの衝突や転倒、バランスを崩したの転倒、踏切での事故というような様々な事故が発生している。

ほかには歩行中の心臓発作、原動機付自転車でのカーブでの転倒などもある。既に述べたように、自転車や原動機付自転車などの安全な利用に関する実技指導などを行うことで防ぐことができる事故が多いと考えられる。高等学校・高等専門学校では自転車通学が増加し、原動機付自転車など二輪車の利用もある中、地域の関係機関や専門家等の協力も得ながら実習や危険予測学習などを実施し、安全な自転車の利用や正しい点検の方法、二輪車の安全運転などについて、事例などを元に具体的に指導する必要がある。

4 幼稚園・保育所における事故防止の留意点

聖徳大学人文学部児童学科
准教授 原本 憲子

平成18年度の幼児死亡事故報告によると、誤飲による窒息死、熱中症による死亡事故が発生している。また、入園前の園外交流会での溺死事故、保護者による刺殺という痛ましい事件も発生している。子どもの命を守ることの難しさを痛感させられる事故事例である。しかし、いかなる理由があろうとも大切な子どもの命はなんとしても守りぬかなければならない。そのために、考える最善の方策を考えることが何より重要である。

誤飲は身の回りで頻繁に起きている事故といえる。園庭に植えたミニトマトを誤って飲み込み、のどに詰まらせ窒息死した事故が発生した。赤く色づくトマトを食べてみたいと思う子どもの心を攻めることもできず、悲しさばかりが募る事故である。しかし、誤飲についての保護者や教師の認識はどうであろうか。



保護者同士のおしゃべりの中で、「昨日、うちの子、大変だったのよ」と笑いながら誤飲の状況を伝えている姿を見たことがある。一瞬、ひやりとさせられても、異物が除去されれば子どもはすぐに元気な笑顔を見せてくれるからであろうか。その笑顔の裏に一步間違えば、死に至る危険をはらんでいる誤飲事故が軽んじられてしまうことがないか、今一度、誤飲の危険性について深く考え、教師や保護者が、うっかり見落としてしまいがちな誤飲事故防止のために十分な対策を講じる必要がある。

また、幼児の水での事故は思いもよらない形で起きる場合がある。この深さでなぜ?という大きな驚きで深刻な事態を受け止めなければならない事故が多い。今回発生した事故も、水深10センチの農水路での溺死である。幼児の発達特性を十分に考慮した保育環境の見直しと安全対策が求められる。

今年も、けがの報告の中には、固定遊具が原因の事故やけんかやふざけが原因の事故が多く見られた。衝突、転倒、落下による事故は、乳幼児の場合、ある程度は避けられないものという見方もあるが、障害の状況によっては将来に大きな影響を及ぼしかねないものもある。最善の注意と指導により、事故を誘発させないための対策を講じることが重要である。平成18年度に起きた事故事例を基に、安全管理と安全指導の両面から検討し事故防止のための具体策を立てる。

1. 誤飲による事故防止

(1) 遊具や教材・教具等の安全管理

ままごとコーナーで遊んでいた幼児の口の中に、プラスチックで作られたおもちゃのさくらんぼがいっぱい入っているのを見て、あわてて担任が吐き出させたという事例がある。幼児は、それがおもちゃであると認識していても、遊びの中で本当に口の中に入れてしまうという行為は頻繁に見られる。ジュースに見立てた色水を本当に飲んでしまった話などは、どの園でも経験したことがあるのではないだろうか。園では、こうした幼児の発達特性を理解しつつも、案外、身の回りの安全チェック体制には不備が見られる場合が多い。再度の点検と改善が求められる。

＜安全管理チェックポイント＞

誤飲を想定して日常生活に使われている小さいものをすべて幼児の周りから除去することは不可能であるが、幼児が誤って飲み込む危険性のあるものについて教職員が常に意識をもってチェックする体制をつくることは事故を防ぐためには極めて有効である。

- ① 過去の誤飲事故事例を全教職員に周知し、多様な誤飲事故発生状況を園に勤務するすべての教職員が理解できるような努力をしているか。

危険を予知・予測できる経験豊かな教職員が多数勤務している園であっても、一人の未経験な教職員が危険を予知できず、危機的状況をつくってしまうことがある。

一例であるが、担任が保護者に渡す書類をとめようとして園児用机の上でゼムクリップを使用した。数個が机に残っていることに気付かず場を離れ、その場に居合わせた園児が無意識にゼムクリップをいじり、自分の鼻の穴に詰めてしまい、病院に駆け込む事件が起きた。若い担任は、ゼムクリップのおき忘れが事故を引き起こすとは夢にも思わなかったと驚き陳謝した。

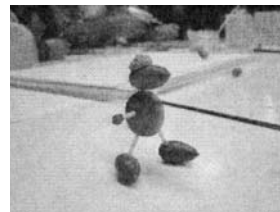


乳幼児のそばにビー玉があれば、誰でも誤飲を想像できるが、母親のひざの上でおとなしく母親の財布を握って遊んでいる乳児をみてもあまり危険は感じないであろう。財布の根付の先の飾り物が、しゃぶっている間に取れて口に入る危険はなかなか想像しにくいものである。

- ② 教材・教具の安全点検をこまめに行ない、教材・教具等がどのように使われるかを想定し、指導の方法を明確にしているか。

年長児にもなると様々な教材・廃材などを利用して製作活動を行なう場合が多く見られる。ボタン、どんぐりなども格好の材料となるであろう。すべてを危ないからといって取り上げてしまえば、教育の効果は半減してしまう。幼児が生活する教育施設での安全管理は、常に、人の目により守られ、年齢にふさわしい指導方法により育まれることが前提であることを認識しておかなければならない。

そのためには、常に、教材・教具の安全点検を怠らないことと同時に、使うときの指導のしかたについても十分な確認と効果的な使用の仕方についての指導の工夫が必要である。



③ 洗剤、薬剤などが幼児の手の届く範囲に置かれていないか。



プールあそびが始まると、教職員にとって水質の管理が重要な仕事となる。学級が交代するたびに腰洗い槽の残留塩素の測定をし、薬剤を投入することに神経が注がれるとき、薬剤の置き場を職員の行動に合わせ、幼児の目線を配慮しない場合がある。何にでも興味をもつ幼児の手の届くところに洗剤、薬剤を置かないことを徹底する必要がある。

(2) 誤飲防止の指導

担任の語る紙芝居に夢中になって聞き入っている幼児の姿の中に、自分の上靴の先を嚙んでいる光景を見ることがある。無意識にやっている行為であるが、幼児に誤飲の指導の必要性を実感する場面でもある。幼児の実態を熟知した教師による指導の工夫が求められる。

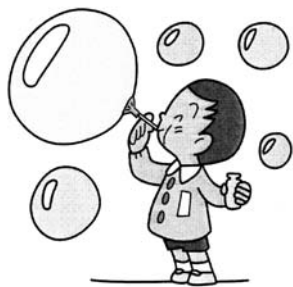
<指導のポイント>

① わかりやすい言葉で、繰り返し指導する。

「気をつけて遊びましょうね」という言葉かけも大切ではあるが、幼児の場合、さらに具体的な表現が必要になる。「シャボン玉の水をごっくんと飲んだら大変ね。お腹が痛くなってしまうからね」など、遊び始める前にしっかり指導することが大事である。

一人一人の幼児が十分理解できるように、場に応じて繰り返し丁寧に指導することにより、幼児なりに学び、安全な行動が取れるようになるのである。

② 年齢にあった教材の工夫をする。



シャボン玉遊びをするとき、ストローの先にカラービニールテープで印をつけ、洗剤が口につかないよう工夫したり、シャボン玉液を入れる容器を普段飲料用に使っているコップとは異なる容器にして意識を高めたりするような、簡単にできる教材の工夫も、幼児の場合、効果的である。

3歳児と5歳児では、遊び方も、危険に対する意識も大きく異なる。年齢にふさわしい遊び方、援助を工夫することが求められる。特に、安全を促がすとき、一斉の指導だけで安心せず、一人一人の幼児の理解の違いを把握し、個別援助をきめ細かく行なうことが重要である。



2. 水遊びによる事故防止

子どもたちにとって魅力的な遊びの一つに水遊びがある。しかし、保育者にとっては、気を緩められない遊びでもある。滑ったり転倒したりして溺れたり、打撲したりする事故の実態を見ると、水深や事故が発生した場の状況からは予想しにくい場合がある。落ち着いて立ち上がれば解消できる事態でも、頭が重く、身体全体のバランスが悪い幼児の場合、重大な事故に結びついてしまうことを、教師は常に念頭におき、環境の工夫と指導の徹底を図ることが重要である。



(1) 安全な水遊びの環境づくり

幼稚園や保育所における教職員の人数は、十分過ぎるというような実態は稀である。むしろ、人手不足の中で必死に園務をこなしている状況を多く見かける。このことは、教職員が、その場その場で一生懸命に幼児の世話をしようとして努力していても、一瞬、人の目の薄くなる瞬間ができてしまう可能性があるということにつながる。水にかかわる遊びでは、予想を超えたところで発生する事故が多いことから、事故を防止するためには、安全な水遊びの環境づくりが何より重要となる。

① 転倒防止策を講じる

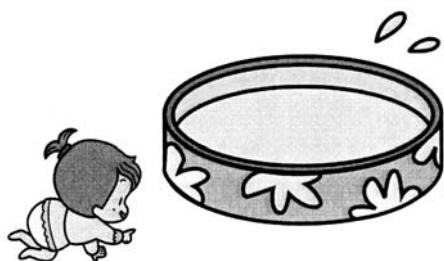
シャワーや腰洗い槽は、滑り止めシートを敷くなどして、あらかじめ滑りにくい環境をつくるのが望まれる。また、プールサイドは、プールが設置される場所に応じて園独自の工夫が必要である。園庭に設置されたプールの場合では、プールサイドは人工芝などが有効であると思われるが、十分身体の水を拭わずテラスから保育室に入ろうとしてすべる幼児の実態などを考慮しての滑り止め対策も必要となる。屋上にプールが設置されている園などでは、階段のすべり止め対策が重要になる。



それぞれの園の事情に合わせて、転倒防止策の工夫が望まれる。

② 死角を作らない

水遊びをするときには、様々な角度から安全について検証する必要がある。特に水遊びの場が、教師の目の死角になるような場所は避けるようにすることが望まれる。教師の視界の中で必要なとき、即、対応できる環境が必要である。保育参観日に園児の妹（2歳）が、クラスで魚釣り遊びを始める前に用意しておいたタライにおちた事故がある。保護者が園児の方に気をとられていた一瞬のできごとある。死角を作らないことの大切さを十分に考慮して水遊びの環境を構成



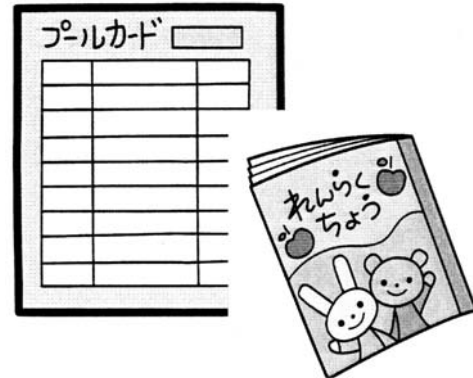
することが大切である。

(2) 水遊びの配慮事項

幼児が安全に水遊びを楽しめるように環境を整備しても、幼児の事故を防ぎきれない場合がある。教師の目をもって配慮することにより、幼児の安全はより確かなものとしなければならない。

① 一人一人の幼児の体調を把握する

幼児の場合、朝、元気に見えても突然、体調が悪化する場合がある。水遊びを想定しての健康チェック体制を作る必要がある。健康カードなどを準備し、保護者からの正確な情報を遊び始める前に入手することが重要である。



② 水遊び直前の環境を再確認する

水温、気温の変化、風の強さ、光化学スモック発生状況等については、常に意識し、確認する必要がある。朝会で水温、気温の確認をし、プール遊びを決定していても、急な天候の変化により、幼児に無理な行動を強いる場合がある。水遊び直前の環境の再確認を必ずすることが重要である。

③ 落ち着いた環境づくりに心がける

水遊びに興じる幼児の姿には、平素とは異なる行為が目につく。「キャーキャー」と声を上げて飛び跳ねる姿や走ることを禁じても、すべる楽しさを味わっている姿など、幼児ならではの微笑ましい行為であるが、思わぬ危険も隠れているため、遊びは始める前の環境に十分配慮し、落ち着いた環境をつくることが重要である。「慌てさせない」「興奮させすぎない」「友達とトラブルを生じさせない」など、教師の指導による配慮が事故を起こさせない鍵となる。

3. 衝突・転倒による事故防止

幼児用の運動遊具は、一般のスポーツ器具より小型であることから、危険度が低い印象をもちやすいが、幼児の動きや設置の仕方によっては、衝突や転倒により怪我をすることがある。保育室に設置した小型トランポリンから飛び降りようとした幼児と走ってきた幼児が、正面衝突し顔面を殴打する事故が起きた。大型のトランポリンは遊戯室に設置されており、使用するときには必ず教師がつき指導していたが、小型トランポリンは危険度が低いと油断したためにおきた事故である。

園舎内外の園具・遊具が原因で衝突や転倒を起こさないためのチェックが必要である。

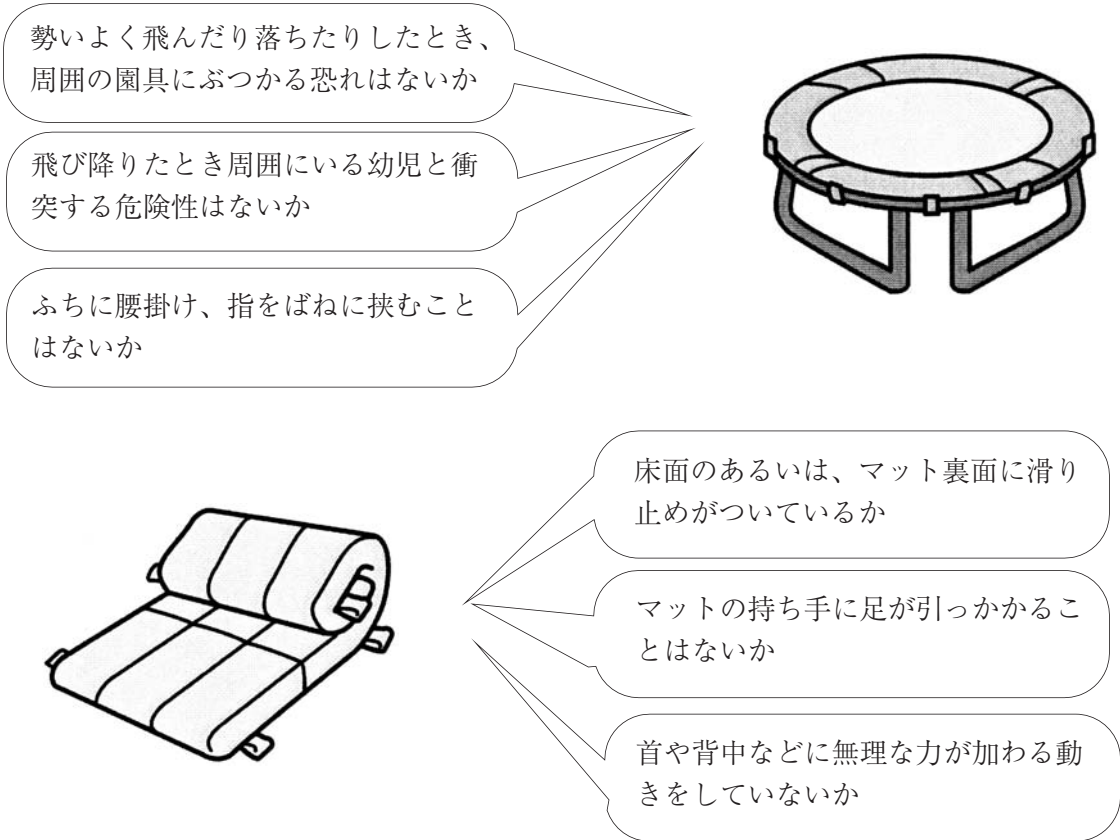
<遊具配置の配慮事項>

- ① トランポリンや跳び箱などは、周囲の幼児の動線を見通し、スペースにゆとりをもたせ、動きの方向を定めるなどのルールをつくる。
- ② 巧技台や大型積み木は、遊びの発展を考慮し、予め広い場所に設定する。
- ③ 巧技台、ビーム、はしごなどの収納場所を十分吟味し、遊具への衝突を避けるようにする。
- ④ 大型積み木の収納位置が、安易に幼児が積んだ積み木の上に乗れる状況になっていないか

確認する。(積み上げた積み木が踏み台となり、2階の窓から身を乗り出した事件も発生している)

<運動遊具の安全確認チェックポイントの例>

幼児がよく使う簡単な遊具・用具にも思わぬ危険が潜んでいることに着目し、安全チェックをする姿勢を教師は持ち続けることが重要である。



～保育中の事故を防ぐために～

保育中に事故が発生すれば、教師はその責任を大きく問われ、安全管理を強化せざるを得ない状況となる。しかし、幼児期の安全は、保護し、守ることだけでは十分でない。幼児期には実際、身体を十分に動かし、幼児自ら危険を察知し危険を回避する能力の基盤をはぐくまなければならない。そのためには、教師の安全にかかわる力量が大きく問われる。常に、幼児の発達特性を考慮し、安全な環境づくりと幼児にふさわしい安全教育の創意が求められる。

<安全にかかわる教師の心構え>

- 幼児の身の回りには、見えにくい危険があることを常に意識する。
- 安全確認は、教師の都合にあわせて行わず、幼児の動きに合わせて、こまめに行なう
- 一人一人の幼児の性格や行動特性を熟知し、本当に必要なときに必要な援助が出来るようにする。
- 園舎内外に幼児の遊ぶ場の死角を作らないために、幼児の遊び方の予測と教師間の連携行動の確認を怠らない。